

引越しする
とき

転校手続き

校区内での転居、校区外への転居、その他外国への転居など、異動がわかりましたらすぐに学校へお知らせください。

転居により校区外となる場合は転校の手続きが必要となります。

高槻市内の学校へ転出する場合

①転居後、市役所市民課(支所)で住民異動の手続きをします。

○「転(退)学通知書」と「転入学通知書」を受け取ります。



②本校(事務室)で転校の手続きをします。

○①の「転(退)学通知書」を提出してください。

○「在学証明書」と「転学児童生徒教科用図書給与証明書」を発行します。

○学校徴収金の精算を行います。

③転出先校で、転入手続きをします。

○①の「転入学通知書」と、②の「在学証明書」と「転学児童生徒教科用図書給与証明書」を提出してください



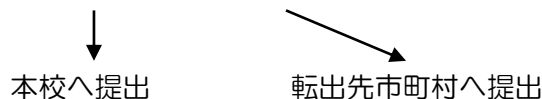
正式な流れは上記のようになりますが、先ず転出することを学校に連絡して下さい。

高槻市外の学校へ転出する場合

① 市役所市民課(支所)で住民異動の手続きをします。

※この手続きは、転居予定日の2週間前からできます。

○「転(退)学通知書」と「転出証明書」を受け取ります。



②本校(事務室)で転校の手続きをします。

○①の「転(退)学通知書」を提出してください。

○「在学証明書」と「転学児童生徒教科用図書給与証明書」を発行します。

○諸会費の精算を行います。

③転出先市町村で、住民異動（転入）手続きをします。

○学校の転学手続きは市町村により手続きが異なりますので、窓口の指示に従ってください。

④転出先学校で転入の手続きをします。

○②の「在学証明書」と「転学児童生徒教科用図書給与証明書」、
及び市町村発行の「転入学通知書」を提出してください。

※ 市町村によっては、「在学証明書」と「転学児童生徒教科用図書給与証明書」
を教育委員会へ提出するところもあります。



住民異動届は 市内へ…転居後しか手続きができません。
市外へ…転居予定日の2週間前から手続きができます。

校区外通学

校区外通学は、原則的には認められていません。ただし、理由によっては例外的に認められる場合があります。(例として最終学年や住居の建替え時の仮転居等)



いずれの場合も、学校及び教育委員会学務課にご相談ください。

